

地域互助活動促進助成金対象事業及び活動例

※下線部:今回改正箇所

NO	区分	対象事業(要件)	活動例	助成限度額		
				助成期間が 1～5年目 の団体	助成期間が <u>6年目以降</u> の団体	複数の事業に 取り組んだ場 合の上限額
1	送迎支援	通院、買物、社会参加等で、足の確保に日常的に困っている高齢者、障害者等の車両による送迎を行う活動。	①集いの場、通いの場への送迎 ②コミュニティ・カーシェアリング活動 ③通院、買い物ツアー、余暇活動のための乗り合いによる送迎	年額12万円	<u>事業の実施に要する経費の2分の1以内で年額12万円を超えない範囲</u>	一の団体が、同一年度に左の複数の活動に取り組む場合における助成限度額は、それぞれの活動の限度額の合計額と18万円(イベント活動を実施した場合は21万円)のいずれか低い額とする
2	買物支援	買物等に日常的に困っている高齢者、障害者、生活困窮者等、生活物資の調達が困難なため配慮を要する者に対する注文の代行、買物の代行及び配達又は買物の場の提供を行う活動。	①共同購入注文サポート ②買物代行活動 ③生活代行活動 ④日曜市、バザー等			
3	見守り・ 助け合い活動	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等への訪問による見守り活動により、安否確認、信頼関係の構築、ひきこもり防止等を図る活動や必要に応じて助け合う活動。	①定期的な訪問による見守り、声かけ ※市報配布時に要配慮者への声かけを合わせて実施する ②孤立しがちな対象者への傾聴、安否確認 ③要配慮者等への社会参加を促進する活動 ④生活支援(ゴミ出し、清掃等)	年額6万円	<u>事業の実施に要する経費の2分の1以内で年額6万円を超えない範囲</u>	
4	交流活動	地域の集会所や公共施設等を利用して、高齢者、障害者、子ども、子育て世代、生活困窮者等が集う交流拠点を設け、定期的に行う多世代交流や座談会等を行う活動。	①地域住民の交流の場づくり ②多世代が参加する仕組みづくり ③交流食堂 ④「遊び」「学び」「運動」等を行う場の提供			
5	複合活動	上記2～4のいずれかの事業を年間を通じて組み合わせて実施する活動。	上記2～4に同じ			
6	イベント活動	上記1～5のいずれかの事業を実施するほかに、地域の活性化や一体感を推進するため、広く地域住民を対象とした交流会等を行う活動。	①地域の交流会 ②環境美化 ③敬老会 ④スポーツ大会	年額3万円 <u>※令和10年度まで</u>		